

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 20 | 子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

勝浦市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

勝浦市長

公表日

平成28年1月7日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 子ども医療費の助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例施行規則に基づき子ども医療費の助成業務を実施している。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容等により受給者毎に資格の管理を行う。 ②世帯員の所得状況により医療費助成対象者の判定をし受給券を交付し、現物給付により対象となる医療費の助成を行う。 ③受給者からの償還申請により医療費の対象となる医療費の助成を行う。 |
| ③システムの名称 | 子ども医療費助成システム、団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 子ども医療費助成台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法9条第2項 勝浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第14号 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉課 |
| ②所属長 | 福祉課長 花ヶ崎 善一 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 総務課 電話:0470-73-6646 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号299-5292 千葉県勝浦市新官1343番地1 勝浦市役所 福祉課 電話:0470-73-6619 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

